

# 全国児童福祉主管課長会議

【別冊資料】

平成30年3月20日（火）

子ども家庭局家庭福祉課



## (目 次)

(資料1) フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン（案）	1
(資料2) 自治体向けFAQ	33

※ 本資料については現時点における案であり、今後、内容等に変更が生じる可能性があります。



※フォスタリング機関事業のガイドライン策定に係る調査研究  
第3回検討委員会（平成30年3月1日）で示した案

フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン（案）

未定稿

目次

I.	ガイドラインの目的 .....	2
II.	フォスタリング業務とその重要性 .....	3
①	フォスタリング業務の目的 .....	3
②	フォスタリング業務の定義 .....	3
③	フォスタリング業務の都道府県知事からの委託 .....	4
III.	フォスタリング機関と児童相談所 .....	5
①	フォスタリング機関の定義 .....	5
②	地域の実情に応じたフォスタリング機関の整備 .....	5
③	民間フォスタリング機関と児童相談所との関係 .....	6
IV.	フォスタリング機関の担い手及びチーム養育 .....	7
①	民間フォスタリング機関のメリットと担い手 .....	7
②	チーム養育の重要性 .....	7
③	社会資源の活用 .....	8
V.	フォスタリング機関の職員体制とそれぞれの業務内容 .....	8
VI.	フォスタリング業務の実施方法 .....	10
1.	里親のリクルート及びアセスメント .....	10
①	これまでの取組の検証 .....	10
②	里親の認知度の向上に向けた取組 .....	11
③	ターゲットと方法 .....	12
④	里親希望者へのガイダンス .....	15
⑤	里親希望者のアセスメント .....	16
2.	登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修 .....	18
3.	子どもと里親家庭のマッチング .....	19
4.	里親養育への支援 .....	20
①	基本的な視点 .....	20
②	定期的な家庭訪問や電話 .....	21
③	里親養育の状況に応じた支援のコーディネート .....	22
④	子どもと実親との関係性に関する支援 .....	24
⑤	里親家庭での養育が不安定になった場合や虐待など不適切な養育があった場合の対応 ..	26
⑥	里親委託が不調となつた場合の対応 .....	28
⑦	里親の喪失感への配慮 .....	29
VII.	「里親支援事業」の活用 .....	30
1.	里親支援事業について .....	30
2.	里親支援事業の具体的な内容 .....	30

## I. ガイドラインの目的

- 平成 28 年に改正された児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（以下「法」という。）においては、子どもが権利の主体であることを位置付けるという大きな視点の転換がされるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。また、都道府県が行うべき里親に関する業務（フォースターリング業務）が具体的に位置付けられた。これらの抜本的な改正を受けて、厚生労働大臣の下に設置された「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」は、「新しい社会的養育ビジョン」をとりまとめた。同ビジョンにおいては、愛着形成の必要など、子どもの発達ニーズから考え、乳幼児期を最優先にしつつ全年齢層にわたり、里親委託率の向上に向けて、受け皿となる里親を増やすとともに、質の高い里親養育を実現することが求められている。
- 質の高い里親養育においては、里親制度は「子どものための制度である」との共通認識の下、子どもに対し、安全で愛情ある養育者の下で、発達段階に応じたニーズを満たすことのできる、家庭と同様の継続的な養育環境を提供し、子どもが健やかに成長することが保障されなければならない。子どもの希望や気持ちに耳が傾けられ、子どもが個人として尊重され、その自己肯定感が高められるよう、個々のニーズや生き立ちに応じたケアが提供されるべきである。  
里親には、子どもについての情報を十分に得ながら、親からの虐待による影響や心身の障害などに配慮し、社会資源を十分活用して養育を行うことが望まれる。また、子どもの利益に反しない限り、実親や祖父母、きょうだい等の親族等との交流や関係構築が行われるようにすべきである。  
子どもの権利を保障し、教育や地域社会への参加を通じて、子どもに対し、経験と能力を伸ばす機会が提供されるようにすべきである。
- このため、里親が、子どもに最善の養育を提供するために適切な支援を受けられるようすべく、里親制度に対する社会の理解をより一層促進するとともに、里親のリクルート、研修、支援などを里親とチームとなって一貫して担うフォースターリング機関による包括的な支援体制を構築することが不可欠である。
- 本ガイドラインは、質の高い里親養育を実現するため、フォースターリング業務の在り方をできる限り具体的に提示することを目的として策定した。以下、都道府県（児童相談所）が行うべきフォースターリング業務の実施方法及び留意点等を示すとともに、当該業務を民間機関に委託する場合における留意点及び民間機関と児童相談所との関係の在り方等について示すものである。今後も引き続き、フォースターリング業務の実践を通じた知見を蓄積する中で、内容を精査し、さらに役立つガイドラインになるよう順次改定していく。
- なお、フォースターリング業務の実施に当たっては、関係法令及び本ガイドラインに定

めるもののほか、「里親委託ガイドラインについて」（【一部改正】平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 38 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）「児童相談所運営指針」（【一部改正】平成 30 年 1 月 12 日付け子発 0112 第 1 号 厚生省児童家庭局長通知）、「里親及びファミリーホーム養育指針」（平成 24 年 3 月 29 日付け雇児発 0329 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を踏まえるものとする。

## II. フォスタリング業務とその重要性

### ① フォスタリング業務の目的

○ フォスタリング業務の目的は、

- ・ より多くの里親を開拓し、里親との確かな信頼関係を基盤に、里親の持つ養育能力を十分に引き出し、伸ばすことで、質の高い里親養育を実現し、維持すること、
- ・ さらに、里親と子どもが、地域社会の偏見や理解不足のために孤立することのないよう、関係機関による支援のネットワークを形成し、地域社会の理解を促進することで、

子どもの最善の利益の追求と実現を図ることにある。

○ この目的の実現のため、「委託可能な里親を開拓し、育成すること」、「里親との信頼関係を構築し、相談しやすく、協働できる環境を作ること」及び「子どもにとって必要な安定した里親養育を継続できる（不調を防ぐ）こと」をフォスタリング業務の成果目標とし、関係者間で共有する。

### ② フォスタリング業務の定義

○ フォスタリング業務とは、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援であり、平成 28 年改正によって法第 11 条第 4 項に規定された里親支援事業（同条第 1 項第 2 号へに掲げる業務（※1））に相当する。

（※1）以下のとおり。

- ・ 里親に関する普及啓発を行うこと
- ・ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修などの援助を行うこと
- ・ 里親と法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること
- ・ 法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと
- ・ 法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について、当該児童の養育に関する計画を作成すること

- 具体的には、以下のような業務がフォスタリング業務に当たる。なお、各業務の詳細については、VIに記載するところによる。
  - ・ 里親のリクルート及びアセスメント
  - ・ 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
  - ・ 子どもと里親家庭のマッチング
  - ・ 里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）
- なお、法律上、親族里親や養子縁組里親もフォスタリング業務における支援対象に含まれるが、養子縁組成立後の養親及び養子への支援についてはフォスタリング業務には当たらない。

一方で、養子縁組成立後の養親及び養子への支援については、都道府県（児童相談所）の業務として児童福祉法第11条第1項第2号トに規定されていることから、

  - ・ 都道府県（児童相談所）のフォスタリング業務を担う職員が、フォスタリング業務に連続するものとして、養親及び養子への支援を実施することや、
  - ・ フォスタリング業務に付随するものとして、民間フォスタリング機関に委託することも考えられるが、いずれの場合においても、支援の連続性が確保されることが望ましい。

### ③ フォスタリング業務の都道府県知事からの委託

- フォスタリング業務は、都道府県（児童相談所）の本来業務であるが、法第11条第4項の規定に基づき、都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）は、その事務の全部又は一部を、適切に行うことができる者に委託することができる。
- 一連のフォスタリング業務は、里親の強みと課題を理解し、里親や子どもとの間の信頼関係を築く観点から、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。このため、民間機関にフォスタリング業務を委託する場合には、同項の規定により一部の業務のみを委託することも可能であるが、一連の業務を包括的に委託することが望ましい。
- フォスタリング業務を民間機関に委託するに当たっては、個人情報の管理について責任の所在を明らかにするなど、適切な委託契約を締結することが必要である。
- また、都道府県（児童相談所）は、II①に掲げるフォスタリング業務の成果目標を踏まえつつ、民間フォスタリング機関による業務の実施状況をモニタリングし、必要に応じ、適切な指導を行うことが必要である。

### III. フォスタリング機関と児童相談所

#### ① フォスタリング機関の定義

- このガイドラインにおいて、「フォスタリング機関」とは、一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関をいい、「民間フォスタリング機関」とは、都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関をいう（※2）。（※2）したがって、里親支援事業実施要綱に基づき、都道府県から「里親支援機関」の指定を受けた民間機関のうち、都道府県知事からフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関が「民間フォスタリング機関」として位置付けられることとなる。

- フォスタリング業務の一部のみを民間機関に委託して実施する場合においては、児童相談所がフォスタリング機関として位置付けられる。この場合においては、民間に委託して実施する業務を含め、児童相談所による一貫した責任体制の下に、フォスタリング業務を包括的に実施することが必要である。その際、児童福祉施設に配置されている里親支援専門相談員との十分な連携を図り、児童相談所の対応方針を踏まえ、支援の一貫性や整合性が保たれるようにすることが重要である。

#### ② 地域の実情に応じたフォスタリング機関の整備

- 上記のとおり、フォスタリング業務は都道府県（児童相談所）の本来業務であり、まずは児童相談所自らが、現行のフォスタリング業務の実施体制を強化し、フォスタリング機関となる場合（児童相談所の一貫した責任体制の下に、フォスタリング業務の一部を民間に委託する場合を含む。）が想定される。他方で、民間フォスタリング機関を活用することも想定される。
- 民間フォスタリング機関には、IV①に記載するメリットがあることから、各地域におけるNPO法人、児童福祉施設、児童家庭支援センターなどのフォスタリング業務を行いうる民間機関の状況を踏まえ、民間フォスタリング機関への委託についても積極的に検討し、地域の実情に応じた最も効果的なフォスタリング業務の実施体制を選択する必要がある。なお、地域によっては、児童相談所と民間フォスタリング機関を併用することも考えられる。
- 都道府県は、フォスタリング業務の民間機関への委託の可否を検討するに当たっては、地域における民間機関の現状のみをもって判断するのではなく、包括的にフォスタリング業務を担うことの可能な民間機関を育成するという視点をもって、将来的な民間フォスタリング機関への委託可能性も含め、検討する。
- 児童相談所をフォスタリング機関とする場合であっても、地域と一体となった里親支援体制を構築する観点から、フォスタリング業務を実施するに当たっては、民間機関との協働や連携も重要である。

- また、フォースターリング業務を民間フォースターリング機関に委託して実施する場合、民間フォースターリング機関は、支援の効果的な実施の観点から、フォースターリング業務のうち養育里親に関する支援を中心に行うこととするが、養子縁組里親に対する支援については、地域の実情に応じ、必要に応じて実施するものとする。
- なお、民間フォースターリング機関が養子縁組里親に対する支援を実施しない場合においても、当該支援は児童相談所自ら実施する、又は民間養子縁組あっせん機関等に委託して実施するなど支援のすき間が生じないよう、都道府県が責任を持って支援体制を構築する。

### ③ 民間フォースターリング機関と児童相談所との関係

- フォースターリング業務を民間フォースターリング機関へ委託する場合であっても、フォースターリング業務全体の最終的な責任は都道府県（児童相談所）が負う。  
このため、都道府県（児童相談所）においては、フォースターリング業務全体のマネジメントや危機管理については、責任を持って行う必要がある。また、里親登録及び里親委託措置は行政権限の行使であり、その判断の過程において、民間フォースターリング機関は関与するが、その最終判断はあくまで都道府県（児童相談所）が行う。
- こうした前提を、民間フォースターリング機関と児童相談所との間でしっかりと共有した上で、「質の高い里親養育の実現」というフォースターリング業務の目的を実現するため、民間フォースターリング機関と児童相談所は、信頼関係に基づく良好なパートナーシップを構築し、業務の役割分担や協働して担うべき業務について、地域の実情に応じて整理する。その際、以下の事項に留意が必要である。
  - ・ フォースターリング業務に関する最終責任は児童相談所が負うものであり、児童相談所は、フォースターリング業務に対応する専任職員の配置やチームの設置などに努め、体制を整えること。
  - ・ 民間フォースターリング機関と児童相談所は、双方の努力によって信頼関係を構築すべきであること。そのための十分な情報共有や定期的な協議の場が必要であること。
  - ・ 民間フォースターリング機関は、日頃から里親との信頼関係の構築に努め、相談しやすい環境を作ることで、里親及び子どものニーズの把握に努め、里親の思いに寄り添った適切なサポートとスーパービジョンを行うこと。
  - ・ 里親の思いに寄り添う中で、民間フォースターリング機関は、里親の児童相談所に対する不満などの訴えを受け止める場面に少なからず直面することが想定される。民間フォースターリング機関は、こうした里親の思いを受け止めた上で、児童相談所と対立的な関係に陥ることのないよう留意し、子どもの権利を擁護する視点に立って、里親及び子どもの状況を客観的に把握、評価し、児童相談所との情報共有を徹底し、児童相談所と協働して問題解決に当たること。

- なお、フォスタリング業務は、平成 28 年改正により都道府県（児童相談所）の業務として法に具体的に位置付けられ、里親委託を推進するために、当該業務の実施体制の構築が求められているものである。したがって、基本的には、児童相談所には、これらに対応した体制強化が求められるものであり、当該業務の中心を民間フォスタリング機関に委託する場合であっても、児童相談所の体制強化は引き続き必要であることに留意する。

#### IV. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育

##### ① 民間フォスタリング機関のメリットと担い手

- 民間フォスタリング機関には、以下のようなメリットが期待される。
  - ・ 民間機関ならではのリクルート手法によって、多様な里親を開拓できる
  - ・ 委託決定の権限をもつ児童相談所とは異なる立場にあるため、里親とチームを組みやすく、里親の思いに寄り添ったサポートやスーパービジョンが行いやすい
  - ・ 人事異動がある行政機関とは異なり、一定期間の継続性や一貫性を意識した人材確保及び人材育成により、フォスタリング業務に関する専門性と経験を蓄積とともに、里親との継続的な信頼関係を築くことで、高度な実践が可能となる
- とりわけ、児童福祉施設は民間フォスタリング機関の有力な担い手のひとつとして期待される。例えば、
  - ・ 乳児院は、子どもの養育に関する専門性や、一時保護された乳幼児とその実親（実親以外の親権者を含む。以下同じ。）との間の親子関係に関するアセスメント、里親委託準備や里親支援、家庭復帰に向けた親子関係再構築支援等に関する専門的な対応能力、緊急時のレスパイト・ケアの調整及び受入れ等に関する対応能力等を、
  - ・ 児童養護施設等は、子どもの養育に関する専門性や、親子関係再構築支援や自立支援に関するノウハウ、緊急時のレスパイト・ケアの調整及び受入れ等に関する対応能力等を、それぞれ有している。

##### ② チーム養育の重要性

- 里親個人が責任と負担を一身に負うことなく、子どもに対して重層的なケアを提供するためには、フォスタリング機関を民間機関と児童相談所のいずれが担う場合であっても、里親とフォスタリング機関とがチームを組みながら里親養育を行うこと（以下「チーム養育」という。）が必要である。
- チーム養育を行うチーム（以下「養育チーム」という。）は、様々な課題を抱えた子どもを養育する里親への支援を十分に行うために、一方的な支援の提供ではなく、双方向の信頼関係の構築に努めるべきである。里親は、里親養育に関し、養育チーム

の構成員と協働して行うという意識を持つことが必要である。また、十分な専門性と経験を積んだ多職種人材からなるソーシャルワークを継続的に行うことができるよう、里親養育の包括的な支援体制の構築に努める。

- フォスタリング機関にとっては、児童相談所の担当児童福祉司及び児童心理司も養育チームの一員である。さらに、子どもに關係する市区町村（主として子ども家庭福祉主管課や母子保健主管課）、保健センター、教育委員会、学校や、保育所、幼稚園及び認定こども園等（以下「保育所等」という。）、医療機関、児童家庭支援センター、児童発達支援センター、里親会、民生委員・児童委員等の関係機関についても、支援者として位置づけ（養育チームにこれらの者を含めたものを「応援チーム」という。）、里親養育を理解し支援する地域ネットワークの構築に努める。

### ③ 社会資源の活用

- 子どもの養育で必要となる地域資源や社会資源の利用については、里親とフォスタリング機関との間で話し合って決めていくことを原則としつつも、実親に知らせておくべき内容が含まれる場合には、あらかじめ児童相談所と協議しておくことが必要となる。障害のある子どもや、医療的ケアの必要な子どもについては特に配慮すべきである。

## V. フォスタリング機関の職員体制とそれぞれの業務内容

- フォスタリング機関の職員体制については、地域のニーズや民間団体の状況、その支援の対象とする地域の規模やケース数等により、様々な在り方が考えられる。フォスタリング業務を包括的に委託された場合には、統括者、ソーシャルワーカー（※3）、リクルーター、心理職（里親や子どもに対して、専門的な立場から助言）、事務職員を配置することが考えられる。また、それぞれの役割を担う職種については、里親のニーズに合わせて、幅広い相談支援が提供できるよう、福祉・保健医療の様々な専門職がかかわり得る。配置する職員数については、担当する里親家庭数等を考慮する。

（※3）ソーシャルワーカーは、それぞれの機関の体制や支援対象里親家庭の数等により、アセスメント担当、研修担当、里親のケースマネジメント担当といった役割分担や複数配置、兼務等の方法が考えられる

- フォスタリング機関を設置する単位は、都道府県単位、児童相談所単位、一定の人口規模単位等様々な形が想定される。また、民間フォスタリング機関が複数の自治体からフォスタリング業務を受託することも想定される。いずれにせよ、地域の実情に応じて検討されるべきである。

- フォスターング機関のソーシャルワーカーは、里親の養育による成果、すなわち子どもとの成長を確認しながら、里親と一緒に不安や悩みと向き合い、里親が自信を持って養育を行えるように取り組む。
- そのためのソーシャルワーカーの業務は多岐に渡り、相互に関連するものであるが、大別すれば、
  - i 里親養育のサポート
  - ii 里親養育に関するスーパービジョン
  - iii 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート
 の3つに整理することができる。  
 これらの支援は、いずれも子どもと里親との十分なコミュニケーションの下で築かれた信頼関係を基盤として行わなければならない。
- スーパービジョンにおいては、より質の高い養育を実現するために助言、指導等を行うが、その際も、里親の日々の養育の営みを尊重し、承認し、支持することを基盤とすべきであることに留意する。
- また、支援のコーディネートにおいては、様々な社会資源について、単なる情報提供に留まらず、子どもと里親が実際にそれらを活用できるようにコーディネートし、行われている支援が効果を上げているかどうか、また、子どもと里親のニーズが充たされているかどうかをモニタリングすることが必要である。

( i 里親養育のサポートの例示)

里親への心理的なサポートと実務的なサポートを提供するため、以下の業務を行う。

- ・里親や担当児童福祉司との役割分担の下、子どもの疑問や悩み、訴えを聴くこと
- ・子どもの問題行動等に対するガイダンスとサポート
- ・里親の疑問や悩み、意見や苦情、養育困難などの訴えを聴くこと
- ・実親との面会交流時や措置解除前後の子ども及び里親への心理的なサポート
- ・里親家庭における重大な出来事や変化の把握、必要に応じて社会資源などの情報提供
- 等

( ii 里親養育に関するスーパービジョンの例示)

- ・里親養育の様々な場面において、里親の適切な対応を支持、承認すること
- ・子どもの養育計画（自立支援計画）を、子ども、実親、担当児童福祉司及び里親と共に作成・共有し、進捗状況を把握すること
- ・実親との面会交流や親子関係再構築支援計画について、可能な限り子どもと実親の参加の下、里親及び子ども担当児童福祉司と協議、調整のうえ、作成すること
- ・里親のニーズに添った研修の企画、実施
- ・里親による被措置児童等虐待の発生予防の視点を含めた、養育水準のチェックとス

キル向上に向けての助言や指導

等

(ⅱ) 里親養育の状況に応じた支援のコーディネートの例示)

- ・子どもや里親が地域で孤立しないように、里親養育を支援する支援体制を地域に構築すること。いわゆる「応援ミーティング」を開催すること
  - ・レスパイト・ケアの利用を勧奨したり調整したりすること
  - ・子どもや里親と、学校や保育所等その他の関係機関との間で摩擦や葛藤等が生じた場合には、関係調整等の必要な支援を行うこと
- 等

○ フォスタリング機関のソーシャルワーカーは、担当児童福祉司と協働しながら、チーム養育を担うことが重要であり、子どもの権利保障や子どもの意見を聴くことに関する、高度の専門性やバランス感覚が求められる。こうした業務の担い手の育成には、家庭支援専門相談員や基幹的職員を養成・配置してきた実績及びノウハウを持つ乳児院や児童養護施設等が大きく貢献することが期待される。

また、豊富な在宅支援の経験を持つ児童家庭支援センターやNPO法人についても、ソーシャルワークに関する専門性と経験を活かして、大きく貢献することが期待される。

○ 質の高いフォスタリング業務を実現するためには、フォスタリング業務を担う人材の育成に取り組むことが必要である。今後、国において、フォスタリング業務を担う職員向けの研修プログラムの開発や実施に取り組むとともに、各都道府県においても人材育成の機会の確保に努める。

## VII. フォスタリング業務の実施方法

- 以下に、各フォスタリング業務について、具体的な実施方法やポイントを示す。以下の内容は、主に養育里親を対象として民間フォスタリング機関がフォスタリング業務を行う場合を念頭に記載している。
- 児童相談所がフォスタリング機関となる場合においても、この内容に準拠してフォスタリング業務を実施する。

### 1. 里親のリクルート及びアセスメント

#### ① これまでの取組の検証

- 里親のリクルート活動を考えるに当たっては、各地域で、これまで子どものニーズに合致した里親が十分に確保されなかつたのはなぜなのか、里親希望者の年齢層や里親を希望する理由、里親制度を知ったきっかけを把握する等して現状分析を行い、ど

のような取組が有用なのかを検討することが必要である。

- 特に、児童相談所のこれまでの取組については、児童相談所が里親の広報及び啓発を行い、応募を待つ形を取っている場合も多く、そうした流れの中で応募する里親希望者は、里親登録をしても、子どもを委託されるまでに至らないことがあるとの指摘がある。
- これは、従来の里親登録を希望する家庭の多くが、養子縁組を念頭に乳児の委託を希望してきたことによるものではないかとの指摘があることも踏まえ、リクルート活動の中で里親制度を周知するに際しては、公的に行う養育の観点から見た里親の役割について、十分な理解が得られるように説明すべきである。

## ② 里親の認知度の向上に向けた取組

- 里親の認知度については、「聞いたことがある」程度の認識である者が多く、まずは里親制度についての情報の発信が必要である。
- 中でも、養子縁組里親については、報道や不妊治療の過程等で知ったことをきっかけとして、里親希望者が自ら情報収集を行い、児童相談所に問い合わせをすることが多い一方で、養育里親については、報道等で取り上げられる頻度も少なく、自然にその情報に触れる機会は限られており、里親希望者が自ら情報収集を行うことは少ないとの指摘がある。
- こうした中で、養育里親を多数集めるためには、まずは、広く一般市民が養育里親に関する情報に日常生活の中で触れる機会を数多く作り、里親制度に関心を持つきっかけを作ること、「攻めるリクルート」が重要である。  
そのため、例えば以下のような様々な手段による取組が必要である。なお、国においても、里親制度の普及啓発に積極的に取り組む。

### (取組例)

- ・ ポスターの掲示
- ・ チラシの配布
- ・ ポスティングの実施
- ・ 車内広告の実施
- ・ テレビ、ラジオにおける番組や広告の放映
- ・ インターネット（H P、S N Sなど）を活用した情報発信
- ・ 市政だより及び回覧板等の活用
- ・ 雑誌、フリーペーパーへの記事掲載
- ・ 街の身近な場所で気軽に説明を聞くことができる場の設定

- その上で、関心を持っていただいた市民からの問い合わせに迅速に対応するとともに、養育里親のリクルートにおいては、養育里親になることへの不安や負担感を軽減するため、以下の事項に関する説明を通じて、里親になることへのハードルを下げることが重要である。
  - ・ 生活費や里親手当等の経済的なサポート
  - ・ 子どもの養育を一人で抱え込まずに行えるようなサポート体制
  - ・ 事故など万が一のことが起った時の対応方法
  - ・ 週末のみ、短期間のみ養育を行う里親の仕組みであること（いわゆる週末里親や季節里親）
- 特に、週末里親や季節里親を周知することは、社会的養育を必要とする子どもの支援に関わりたいという思いを持ちつつも、様々な生活上の制約から長期の受託は困難であるという理由で里親登録に至っていない市民のニーズを掘り起こすことが期待される。
- また、実子のいる家庭に対しては、実子との関係に係る不安を解消することができるよう、経験者の体験を共有する機会を持つなどの工夫を行うべきである。

### ③ ターゲットと方法

- フォスタリング機関によるリクルート活動は、制度の周知のみならず、里親登録につながる候補者を獲得することを目的としたものである。
- 登録里親を増加させるためには、児童福祉関係者及び教育関係者等従来のターゲット層に加え、シニア層、30歳代～40歳代の子育て世代、共働き世帯など、従前より幅広い層に対し、それぞれの特徴を捉え、戦略的にアプローチを行う必要がある。その際、具体的な広報活動における効果的な手法としては、以下のような例が挙げられる。
  - ・ 養育里親について伝えることを目的とするポスターについては、養子縁組や週末里親等の周辺の内容を盛り込むと読み手が混乱するため、あえて情報を詰め込まないものとする
  - ・ 地域を絞り、集中的に繰り返し情報発信をする
  - ・ やりがいや身近さを訴え、ポジティブなメッセージを発信する
  - ・ パンフレット等のツールのデザインにおいても、福祉関係者だけではなく、広く一般市民の興味、関心を得ることを重視した工夫を行う
- リクルートの結果、候補となった家庭には、個別に家庭訪問を行うなど、応募の当初から、フォスタリング機関担当者と里親希望者の信頼関係を構築することを意図して関わることで、養育チームとしての一体感を醸成しやすくするよう努める。

- また、現在、多くの地域で、里親委託を必要とする子どもたちの個々のニーズにかかわらず、里親のリクルートやアセスメント、登録が進み、マッチングの際によく候補となる子どもと里親の相性や条件の問題が焦点となっているとの指摘がある。児童相談所は、どのような里親をどの程度必要としているのか、具体的にフォスタリング機関と共有しておくことが必要である。子どものニーズに応えられる養育者像を基に、具体的な里親候補者を獲得するために、乳児院をはじめとする児童福祉施設が、フォスタリング機関として、ボランティアや地域活動を通じた地域住民との関わりや、学校等の関係機関とのつながりなどを活かしてリクルートを行うことで、将来的に養育チームが組みやすくなるという利点がある。
- 子どものニーズとして考慮すべきものとしては、子ども自身の年齢、里親委託が必要な期間、被虐待体験、実親やきょうだいとの関係、障害の有無、医療的ケアの必要及び行動特性等が挙げられる。こうした様々な要素を考慮しながら、多様なニーズの受け皿となり得る里親のリクルートを行う。
- なお、地域における里親家庭の孤立を防ぎ、子どもの養育チーム（応援チーム）を形成していく観点からは、里親のリクルートと併せて、子どもにかかる関係者（市区町村、学校、保育所等、医療機関等）の理解や協力が必要不可欠である。そのため、社会的養護、特に里親委託の下にある子どもについて、市民も含め広く広報、啓発を行うとともに、関係者に対するコンサルテーションを行う体制を整えるべきである。

### <乳児院における取組事例>

施設ケアに従事していた保育士をリクルーターとして再配置し、乳幼児を対象とする養育里親のリクルートを開始した。チラシ・ポスターづくり、パンフレット作成等について、それぞれの目的を考えながら実施した。例えば、チラシについては、最初の問い合わせをしてもらうことが目的であり、これを読んで里親になることを決心してもらうことまで目的としていることについて認識を共有した。

また、その掲示・配布場所についてもできる限り広範な方々の目に触れるような工夫を行った。例えば、コンビニ、スーパー、銀行、有名そば店等での掲示・配布を行ったほか、スーパー、郵便局等でのイベントなどを活用した。

チラシについては、市と協議の上、回覧板による市内全戸への回覧を早い段階で実施した。さらに、問い合わせのあった者に送付するパンフレットに関しては、その内容に留意しつつ、できるだけ速やかに送付し、送付後は反応がなければ乳児院から連絡するよう努め、月ごとの問い合わせ目標数等を設定してリクルートを展開している。

問い合わせが増えることを漫然と待つのではなく、施設で現に養育している子どものために里親を探すという強い思いをもって、積極的に地域に出て行くことが、この取組の強みとなっている。

### <県における取組事例>

里親制度の広報に当たり、県全域に支部を持ち、社会福祉法人と連携する生活協同組合の協力を得ている。具体的には、主に子育て中の世帯で、食や暮らしに関心の高い層に対し、直接広報できるという生協の強みを活かし、毎月発行される機関誌（1800部）に、里親制度や里親家庭の子どもたちについて紹介するコーナーを設けたほか、大規模な講演会や募集説明会、里親と地域住民が交流する「里親カフェ」などを開催し、継続的なリクルート活動を展開している。

また、市内の産婦人科医院では、不妊治療を受けている夫婦を主なターゲットに、養子縁組制度及び養育里親制度を新たな選択肢の一つとして検討してもらうため、医院内での講座（年2回）の実施や体験談の共有、チラシの配布等の広報活動を行っている。

### <NPO 法人における取組事例>

リクルート活動に当たり、問い合わせから最終的に登録に至るのは全体のおよそ3%弱であるという実践経験から、逆算して問い合わせ件数の目標設定をし、里親としての資質は問わず、まずはその増加に努めている。

その達成に向けて、地域ごとの特徴に合わせて複数の戦略を立てるとともに、新たな問い合わせ件数、初回訪問件数、アセスメント及びトレーニング受講中の候補者数、登録件数等について、毎週末に厳密な進捗管理を行っている。

リクルート活動に際しては、里親候補者は複数回、様々なルートで情報を得て、初めて問い合わせを行う傾向にあることから、チラシ、ポスター、SNS等の発信手段に係るデザインを統一し、共通したイメージの形成に努めている。併せて、里親をめぐる地域の現状をイメージできるような内容とともに、養育里親という「生き方」を選びたくなるよう、養育里親が求められていること及びポジティブなイメージをわかり易く発信することを心がけている。

また、どの発信手段においても、わかりやすい連絡先を明記し、基本的に24時間365日いつでも問い合わせが受けられるようにしている。問い合わせのあった者へのアプローチについては、電話であればその場で、電子メール等であれば翌日までに対応するなど、速やかに行っている。

#### ④ 里親希望者へのガイダンス

- 里親希望者に対しては、里親制度について丁寧に説明することはもとより、里親委託を必要とする子どもたちのニーズや行動特性と併せて、次に掲げる事項を説明し、里親の役割について理解を促す。その際、子どもの成長及び発達にとっての家庭養育の重要性や、養育に関わる多様な支援者の必要性、地域社会の中での養育の重要性を、里親が正しく理解できるよう配慮する。
  - ・ 子どもの健全な成長と発達のためには、特定の大人との安定かつ継続した関係を提供すべきであること。特に愛着関係の基盤が形成される乳幼児期の養育環境は、その後の心理・情緒面の成長に大きく影響すること。
  - ・ 子どもは特定の大人や、多様な養育支援者との安定した関係を持つことで、自分が他者に受け入れられているとの安心感や信頼関係が得られ、自己肯定感や自信を持つことができるものであること。
  - ・ 一方で、里親委託後、一定の時間の経過の中で、子どもの問題行動が表面化することがあるが、それは安心かつ安全な環境において起こりうるものであること。
  - ・ 実親との協働は子どもの健やかな成長に貢献することである。年齢や発達に応じて、ルーツの説明を含む生い立ちの整理を行っていく必要があること。養育里親の場合は、家庭復帰を前提としていること、実親や親族等との面会交流は子どもの権利であることについて理解し、里親の役割を子どもの視点で考えること。
  - ・ 子どもは家庭生活の中で、人間関係の構築や家庭の一員としての役割を担うこと、

様々な場面に対処することを通じて、人との信頼関係や将来の家庭を築く基盤を得るものであること。

- ・ 年齢や発達に応じて、子どもの気持ちを配慮、尊重しながら生活支援、自立支援を行っていく必要があること。家庭のみならず地域社会においても多様な経験の機会を与え、子どもの自立を支援すべきであること。また、地域社会に対し、必要なときには支援を求めるべきであること。
- ・ 地域で孤立することなく、必要に応じ地域からの支援が受けられるよう、地域での良好な関係作りに努めること。また、子どもが地域社会からも成長及び発達に必要なものを獲得することを理解し、学校及び保育所等の所属先はもとより、地域の子どもとの関係作りを積極的に行うこと。
- ・ 子どもは必ず成長するものであること。それは大きな成果であり、喜びであること。

## ⑤ 里親希望者のアセスメント

- 里親希望者に対しては、里親の適性評価を含めたアセスメントを実施する。すなわち、ガイダンス等の過程において、里親になろうとする動機が、里親制度の趣旨や、希望する里親種別と合っているかどうか等、里親としての適性を丁寧に確認していく。その際、アセスメントの的確な実施がマッチングの前提となることに十分に留意する。
- アセスメントに当たっては、里親家庭の調査を実施する。調査に当たっては、深くプライバシーに踏み込む必要があるため、その必要性を説明し、里親希望者の了解を得る。また、里親になる上での自覚や理解を促す場ともなることから、委託後に予想される子どもの行動や家族関係の変化などを具体的に伝え、里親希望者自身が考える機会とすることが必要である。  
その際、家庭訪問調査は必ず行い、居住環境や近隣の環境について把握するとともに、同居している家族にも面会し、できるだけ意向を確認する。
- 調査の過程で、子どもの養育に不安が感じられる場合でも、価値観の変容や子どもへの理解が進むことが期待できるようであれば、里親育成の観点で面接等を重ねることも必要である。当初は十分な理解が得られない場合であっても、調査面接や研修を通じて、子どもの養育や里親制度についての受け止めや理解を深める過程に寄り添うことが、里親希望者のアセスメントを丁寧に行うことにつながることに留意する。
- アセスメントにおいては、里親として子どもを迎えたことで、家族関係や夫婦関係、生活リズムに変化が生じる可能性があることについて、家族で助け合って乗り越えられるかを見極めることが求められる。
- また、里親の子どもの養育に対する考え方偏りがないかどうかを確認していく。具体的には、大切にしていること、妥協できないことや、育ってきた文化、地域の風

習、信仰、家族観等を調査や研修等の過程で引き出すとともに、マッチングや委託後の支援のために、里親のこうした考え方について児童相談所との間で共通理解を持つておくことが必要である。

- アセスメントに当たっての着眼点は、以下の通りである。
  - ・ 社会的養護を必要とする子どもやその実親に対する適切な理解があり、誤解や偏見はないか
  - ・ 養育里親の場合は、養子縁組とは異なり、子どもと実親等との関係を尊重することが求められることについて理解があるか
  - ・ 多様な文化や価値観を受け入れる寛容度はあるか
  - ・ 里親委託が公的な養育であることについての理解があるか
  - ・ 精神的な安定感があるか。適切なストレス対処行動がとれるか
  - ・ 自己評価が適切にできているかどうか
  - ・ 家族、親族及び友人との人間関係が適切に構築できているか。これらの者の理解やサポートが得られるか
  - ・ 養育チームを組むために必要なコミュニケーション力があり、困ったときに助けを求めることができそうか
- なお、里親希望者の調査については、上記のほか、「里親委託ガイドライン」を参考の上、面接及び家庭訪問により実施し、調査者を含め複数の専門職で行う。また、必要に応じ、再調査の実施や、里親登録に向けての課題を理解してもらうための面接を重ねる。  
民間フォースタリング機関における調査については、措置権者である児童相談所も、家庭訪問及び面接調査に少なくとも一回は同席するなど、その内容を直接確認することが必要である。

#### ＜アセスメントにおけるチェックポイントの具体例＞

社会性	疎通性・理解度	夫婦関係・家族関係
予約をしての来所である 予約時間に合わせて来所できる 遅れる場合には連絡を入れることができる	質問に対して、的確な回答ができる 里親相談受付票に的確に記入ができている	里親登録について、家族間で思いを共有できている
来所時の服装などが適切である 適切な対人距離がとれている 関係機関との協力について、前向きに捉えられる	社会的養護の一環の制度であるということ、子どものための制度ということを理解している	不妊治療についての考え方や現状の受け止めについて、夫婦間で差がない

オープンで健康的な会話の雰囲気がある	里親になりたい理由が自己都合だけではない 子どもを選びたい／実親との交流は拒否したいといった考えに固執しない	夫婦のお互いが自分の意見を述べ合うことができている 実子がいる場合は、実子に対して的確な説明ができている（または、説明する必要があることを理解している）
一方的な持論の展開や自己主張に終始しない	家庭内に様々な変化が引き起こされることに思い至ることができる 年齢、経済面、健康状況、就労状況など、自分たちの現状に応じた選択ができる	親族や職場等に説明を行い、理解を得る必要があることを理解している 単身の場合は、近くにサポートが得られる親族や知人がいる

## 2. 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修

- 里親希望者には、調査と並行して里親登録前に研修の受講が必要であることを説明し、受講を促す。また、研修受講後は、研修で習得した内容や反省点について、面接等で言語化し、里親制度に対する理解を確認していくべきである。
- 里親登録後の研修を実施するに当たっては、里親のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会としても活用し、調査だけでは把握できない里親の強みや課題を捉え、マッチングに活かす。
- 里親委託後の研修を実施するに当たっては、里親養育の中で、実際に里親が直面しているを取り扱うなど実践的な内容とすることが必要である。また、里親の相互交流はスキルアップに有効であり、テーマ別研修や、レクリエーションの機会を取り入れ、里親同士のピアサポートを通じて、知識の定着や互助関係の醸成に努める。
- なお、いずれの研修においても、養育技術や、真実告知等の里親養育を行う際に生じる課題だけではなく、子どもの権利保障、里親養育の最低基準及び被措置児童等虐待の防止等についても扱うこととし、理解や遵守を求めることが不可欠である。また、必ず演習を組み入れ、得た知識、気づき及び疑問等について里親間で話し合わせることで、理解を促す。研修担当者については、里親に対して研修内容の実践を促すことができ、研修後も継続して支援者として協働できる者を選定することが効果を高める。

養育のスキルアップをはかるためのテーマ別研修の例

(里親登録前)

- ・虐待のトラウマやアタッチメント理論についての研修
- ・子どもの発達、発達障害についての理解を促す研修
- ・思春期の子どもの理解についての研修
- ・子どもの権利擁護、虐待防止についての研修
- ・里親養育の最低基準についての研修

(里親登録後)

- ・「問題行動」とされる子どもの行動についての研修
- ・L G B Tの子どもや若者を理解する研修
- ・真実告知やライフストーリーワークについての研修
- ・実親の心情について理解を深めるための研修
- ・親子関係再構築支援と里親の役割についての研修

(里親委託後)

- ・養育の振り返りをとおして、里親の強みや課題を知る研修
- ・自立後の関わりについて考える研修

### 3. 子どもと里親家庭のマッチング

- 子どもと里親家庭のマッチングは、フォスタリング業務の中でも、里親委託の成否を左右する極めて重要な要素である。子ども、実親及び里親に対して、十分な情報の提供を行うとともに、里親家庭と子どもの熟慮のための期間を確保することが必要である。
- フォスタリング機関は、リクルート、アセスメント及び研修において把握した里親家庭に関する情報を、児童相談所は、子どもの行動特性や子ども及び実親のニーズに関する情報を、それぞれ持ち寄り、役割分担を含めて十分に話し合い、細部にわたる情報共有に努めながら、適切なマッチングを図るべきである。
- 委託前交流支援の段階では、里親に対し、個人情報の保護に十分留意しつつ、子どもに関する情報や養育上の留意点を伝えたうえで、面会等の交流を実施し、子どもと里親の関係づくりを段階的に行っていく。また、里親家庭における子どもを迎える準備を支援するとともに、子どもに対しても、生活環境の変化を受け入れ安心して里親家庭で生活できるよう、子どもの気持ちを大切にしながら、必要に応じた支援を行う。施設からの移行の場合、外泊を行う際は、外泊期間中に家庭訪問を実施するなどして、

状況の把握に努める。

- こうした過程を経て、児童相談所は、フォスタリング機関によるアセスメントを十分踏まえた上で、里親委託措置を決定する。
- なお、里親に一時保護委託を行う場合は、事前の情報が少なく、交流期間もないことから、委託後のフォローはきめ細やかに行う必要がある。

#### ＜児童相談所・児童養護施設（里親支援専門相談員）・児童家庭支援センターの連携事例＞

児童相談所が、里親委託とする方針を決めた後、児童家庭支援センターにおける一時保護委託を活用し、約3か月間、子どもの生活支援を行いながら、児童養護施設の里親支援専門相談員と連携してマッチングを進めた。

マッチングに当たっては、児童相談所の支援方針の下に、里親支援専門相談員が支援しつつ、プレイルームを活用して面会を重ね、外出や外泊と段階的に交流を深めた。さらに、里親支援専門相談員が子どもとの関わり方などを里親に伝え、里親からの悩みに答える作業を繰り返し、里親と子どもの関係構築をサポートしながら、丁寧に里親委託につなげた。

里親委託後も、児童相談所と連携し、レスパイト・ケアの積極的な受け入れ、実親との面会交流の拠点としてのプレイルームの活用、里親支援専門相談員による子どもと里親双方への支援の継続などを行っている。

## 4. 里親養育への支援

### ① 基本的な視点

- 里親委託後も、フォスタリング機関は、引き続き里親家庭との信頼関係の構築に努める。特に委託直後におけるきめ細やかな支援を行うことで里親養育に対する見通しや安心感をもたらすことが重要である。

また、里親養育が里親家庭という私的な生活の場で担われるという「私性」を十分に理解し、里親家庭に敬意を表しながら、支援に当たるべきである。その上で、里親家庭への支援に際しては、児童相談所との情報共有と連携は必須であり、フォスタリング機関は、必要に応じ児童相談所の担当者とともに家庭訪問を行うなどの対応を行う。

- また、委託決定の権限をもつ児童相談所には相談しづらいといった里親の声もあることも踏まえ、日常の細かな相談については、フォスタリング機関が相談機能を担うことができるよう、里親が相談しやすい環境を作ることが必要である。このことは、養育チームにおいて、チームで養育しているという意識を強め、里親の安心感を高め

ることにもつながる。一方で、実親による引き取りに関する判断はもとより、子どもの発達面及び情緒面の評価等については、児童相談所の関与が必要である。こうした場面に備え、児童相談所への報告やケース協議は密に行うとともに、関係機関との調整が適切に行われるよう留意する。

- 子どもへの支援としては、児童相談所の児童福祉司や児童心理司が実施する面接で行うものや、フォースタリング機関のソーシャルワーカーや心理職が実施する面接がある。そのため、子どもに対しては、それぞれの目的を明らかにし、どの人が自分の何を支援してくれるのか、どの問題を相談するときは誰が適切なのかがわかるように説明すべきである。また、実親との交流については、委託前に子どもに対し丁寧に説明するとともに、可能な限り子どもの意見を尊重すべきである。
- 子どもが思春期になると、里親に距離を置いたり、反抗したりする場面も増えてくるが、そのような場面において、フォースタリング機関のソーシャルワーカーは、子どもの気持ちや考え方の聞き役となるとともに、子どもと里親の関係改善のきっかけを作り、調整役となることが期待される。
- なお、支援に当たっては、子どもの成長を養育チーム全体で確認するとともに、子どもを含めてその成長を評価すべきである。

## ② 定期的な家庭訪問や電話

- 里親登録時、研修時及び委託時を通じて、定期的な家庭訪問や電話で養育状況の把握を行うことは、児童相談所及びフォースタリング機関の責務である。また、家庭訪問や電話を受け入れることは、養育者の権利と同時に義務であり、このことを里親に伝え、同意を得る。その際、定期的な家庭訪問の目的、訪問時の面接内容及び頻度などを明確にしておく。
- 家庭訪問においては、ソーシャルワーカー等は、養育状況を把握し、里親が払っている努力に敬意を払いつつ、その内容を傾聴するとともに、必要な情報の提供を行う。また、子どもの意向を尊重しつつ、できる限り、子どもの生活空間を見せてもらうとともに、直接、子どもと里親の状況を確認する。なお、委託直後の密な支援が必要な時期には、訪問の頻度を高く設定し、養育期間や子どもの年齢等に応じて計画的、定期的に訪問することとし、養育状況に応じ、訪問頻度の増加や、電話の活用による密な状況把握に努めるなど、柔軟に対応することが求められる。
- 里親は、児童相談所の家庭訪問の際、「関係がうまくいっているかどうかを見に来ている」等、評価されていると捉えがちであり、子どもを養育している中で感じる不安や、子どもとの関係がうまくいっていないことを隠そうとする心理が働くことがある。フォースタリング機関が児童相談所とは別の立場で里親支援を行うことのメリット

として、こうした心理に配慮しつつ、養育について相談しやすい体制が構築できること、子どもとの関係が深刻な状態になる前に具体的な支援が提供できることや、不調に至る前に関係を修復して不適切な養育を予防できることが挙げられる。こうしたメリットを活かすべく、フォースターリング機関では担当者と里親の信頼関係を築くことに重点を置き、児童相談所との情報共有を徹底すべきである。

### ③ 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート

- 定期的な家庭訪問等による養育状況の把握と、里親・子どもとの信頼関係をベースにして、フォースターリング機関は個々の里親家庭の抱える課題、予見される課題、ニーズを把握し、これに対応する支援を提供すべきである。この支援は、フォースターリング機関だけで対応できるものではなく、フォースターリング機関には、様々な支援のコーディネートを行うことが求められる。
- 具体的なコーディネートの例としては、児童相談所や市区町村へのつなぎ、地域の社会資源の紹介、手続き等に関する具体的な支援、子どもが通う保育所等や学校等との調整、レスパイト・ケアや家事支援の活用、研修や里親の相互交流の場の紹介及び参加調整などが挙げられる。
- このような支援を複数の機関で連携して展開するためには、活用可能な地域資源の状況を日頃から把握し、関係機関とのネットワークを形成し、支援が円滑に受けられるような関係づくりに努めることが必要である。具体的には、里親委託直後に「応援ミーティング」を実施するなどして、各機関の支援のマネジメント、各機関のメンバーとの顔合わせ、里親家庭と各機関が互いに知り合い、情報を共有する機会を設けるとともに、こうした機会を継続的に設けるべきである。
- 対応の難しい子どもを抱えている場合、里親が被害感や行き詰まりを感じていることもある。誠実に時間をかけて気持ちを聴き取り、大切にされたという実感を持つことができるように関わるべきである。レスパイト・ケアについては、支援が必要な状況にもかかわらず、責任感から利用を躊躇することのないよう、委託前に支援を求める大切さを伝えるとともに、利用の声かけを行う。また、レスパイト・ケアを活用する場合、できる限り、子どもにとっての負担とならないよう、例えば、あらかじめ子どもとレスパイト・ケアの受入先との交流を行うことや、日頃から交流のある特定の里親家庭を活用すること、子どもがかつて入所していた施設を活用することが考えられる。
- 子どものニーズに関する支援としては、教育、医療、障害に関するものが中心になる。軽微な傷病については、実親及び児童相談所に必ずしも報告しなければならないものではないが、特別支援教育や一定以上の医療行為については、実親及び児童相談所への報告が必要となるほか、実親の同意が必要となる場合もある。障害児通所支援

に関しては、通常は市区町村が受給者証を発行し契約が行われるところ、里親家庭の子どもの場合は、児童相談所の意見を求め、市区町村の措置を受けることとなつていて留意が必要である。なお、レスパイト・ケアのサービスの提供自体は、必ずしもフォースターリング機関が行わなければならないものではないが、施設がフォースターリング機関を担う場合には、レスパイト・ケアのサービスの提供を含めた一体的な支援ができるというメリットがある。

- どれほど丁寧にアセスメントやマッチングを行ったとしても、里親が想定していなかつた課題が表出することもある。里親の柔軟性を引き出し、里親が子どものニーズに敏感に気づくことができるよう、里親を含めた養育チームのスキルアップの機会を持つべきである。

### <レスパイト・ケアの積極的な活用と関係機関の連携事例>

児童相談所と連携しながら、養育里親のレスパイト・ケアの受入れを積極的に行う中で、里親支援専門相談員が子どもの変化を的確にキャッチし、里親や児童相談所への伝達、里親家庭への訪問、児童相談所への面接の依頼などを行い、子どもへの支援に努めている。併設の児童家庭支援センターでは、地域支援の拠点としての強みを活かして、学校との連携も図っている。

### <関係者の連携（里親家庭応援会議）による支援事例>

- 支援対象の子ども

子どもは2歳。低体重で出生し、母子保健制度による健診や児童相談所による発達検査において、発達が遅れしていくことが予測された。

- 委託調整

児童相談所より、当該子どもの発達について丁寧に説明した上で、里親へ委託を打診。当該里親は特別養子縁組を希望していたが、養育里親として関係機関の支援を継続的に受けられることを前提に委託を受け入れた。

- 里親支援機関

乳児院に付置されている児童家庭支援センターが受託。

- 支援のコーディネート

担当児童福祉司は、当該里親の同意を得て、当該里親が居住する市の家庭児童相談室の相談員に状況を説明し、里親委託後の支援として、市による当該子どもの発達状況のフォローを行うこと、療育教室や保育所を利用できるようにすることなどを求めた。

併せて、児童相談所が、市母子保健関係・家庭支援関係課、保育所、民生委員・児童委員、地域里親会、里親支援機関、乳児院の里親支援専門相談員による「里親家庭応援会議」を定期的に開催した。

児童相談所と協議の上、里親支援機関と乳児院の里親支援専門相談員が隔週で訪問するとともに、相談があれば隨時訪問する体制や、療育教室に同行するなどの見守り体制を整えた。養育状況は県が開催する「里親支援事業実務者会議」にて報告、共有した。里親支援機関の心理訪問支援員の支援を得て、児童相談所及び里親が自立支援計画を作成した。

里親支援機関が呼びかけ、特別養子縁組成立後の家庭や、養子縁組里親として里親委託を受けている家庭の交流機会である「里ママサロン」を開催し、交流の機会をもうけた。この際、里親支援機関が保育を行うことにより、当該子どもの様子の観察を行い、必要な支援の把握を実施した。さらに、児童家庭支援センターが行う「子育てサロン」への参加を呼びかけた。

#### ④ 子どもと実親との関係性に関する支援

- 法第3条の2において、「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない」とされており、この規定は、子どもが里親

に委託された後も同様に適用される。また、法第48条の3において、「施設長及び里親等は、入所・委託児童やその保護者に対し、関係機関と連携しつつ、親子の再統合等のための支援を行わなければならない」とされており、フォースターリング機関には、子どもの養育者である里親が、実親との協働の大切さを見失うことのないように支援し、実親を協働に招き入れる働きをすることも期待されている。面会交流等の場面において、里親、実親及び養育チームの構成員が互いを尊重し合い、安定した協働関係を形成することが、子どもの不安の緩和にも資することも考慮し、積極的な支援を行うべきである。

- 実親は、里親委託を決断した後も、その選択について悩んだり、親としての自分を否定的に捉えたり、子どもを養育できない自分に自信をなくし、劣等感や罪悪感を抱いていることがある。また、里親に子どもを取られてしまうのではないかと恐れることや、子どもとの関係が変化することへの不安感を持つことも多い。こうした実親の気持ちを受容し、整理することや、里親委託の目的や今後の見通しについて、実親の参加の下で検討し、共有するべきである。
- 里親に対しても、子どものパーマネンシー保障及び権利保障のために、実親との交流が重要であることについて、十分に認識してもらうため、様々な研修の機会を通して、具体的に伝える。併せて、里親委託の時点においては、家庭復帰の日程や計画はもちろん、子どもと実親との面会交流について、頻度、場所、内容及び交流方法を明確にするとともに、子どもを担当する児童福祉司、フォースターリング機関のソーシャルワーカー、里親、実親及び子ども本人の間で共有しておくべきである。
- 子どもが要保護状態に至った背景や、実親と子どもの関係性は様々であり、子どもと実親の面会交流そのものに制限が必要な場合もある。また、里親と実親が直接連絡を取ることや、里親の個人情報を実親に提供することについては、リスクが高いと判断した場合には、必要に応じ調整を行う。
- 子どもが実親との面会交流の前後に不安定になることは、たとえ親子関係が良好であっても生じうる。交流前後の子どもの心の動きについて、里親が受け止め、適切な対応を行えるよう支援する。
- 実親の多くが様々な生活問題を抱えていることを踏まえれば、これに巻き込まれれば、子どもの養育や里親家庭の生活が不安定になりかねない。フォースターリング機関は、こうした状況が生じないよう、里親の実親への対応に関し、子ども、実親及び里親それぞれの立場から状況を把握し、必要に応じて調整を行う役割を担う。
- なお、児童福祉施設は、面会交流の支援について、これまで実践してきた親子関係再構築支援に関するノウハウや知見の蓄積があるほか、宿泊も含めた親子交流の場の

提供も可能であるなど、面会交流の調整や立ち会いの役割を担うために必要な資源を有していることから、これを十分に活用すべきである。

##### ⑤ 里親家庭での養育が不安定になった場合や虐待など不適切な養育があった場合の対応

- 委託までに丁寧な準備を行い、フォースターリング機関による継続的な支援の下で子どもの養育を実施していても、里親と子どもの生活においては様々なことが起こりうる。また、不適切な養育により、里親委託を解除する判断が必要となる場合もある。
- 里親の委託前のアセスメントにかかわらず、実際に養育が始まってから里親の課題が判明することもある。同様に、子どもの委託前のアセスメントも、一時保護所や施設といった集団場面でのアセスメントが中心であり、家庭環境で初めて表出されるものもある。実親も同様で、里親委託後に、事情が変化することは大いにあり、予定していた委託期間が変更になる等、様々な状況の変化が想定される。
- 里親養育の継続又は委託解除若しくは措置変更のいずれの方針を探るかの判断は非常に難しく、フォースターリング機関の専門性や児童相談所との連携の質が問われる。こうした状況を里親、フォースターリング機関及び児童相談所が連携して適切に解決していくことは、専門性と連携の質を高めることにもつながる。また、判断には一定の時間がかかることが想定されるが、里親と子どもの関係が不安定な状態で生活をともにしていることに留意し、早急に対応すべきである。
- 里親家庭での養育困難については、i 子どもの養育上の要因、ii 里親及び里親家庭側の要因、iii 実親との関係に関する要因が挙げられ、それぞれについて、次のような対応が必要である。
  - (i 子どもの養育上の要因による場合)
    - ・ 子どもの言動、里親に向けられる態度、学校及び保育所等でのトラブルが挙げられる。こうした要因に対して、里親が養育困難を感じ、里親の心身の疲弊やバーンアウトが生じる、又は里親からの不適切な養育に発展するといったことが起こりうる。子どもの言動の背景は、元の家庭でのルールや文化に根ざしたものから、発達障害、愛着障害、虐待による心身の影響まで様々である。特に、虐待ケースの場合は、トラウマの再現性に影響された対人関係様式やコミュニケーションのパターンが里親家庭においても再演されることがしばしばあり、知らず知らずに里親が巻き込まれてしまう。
    - ・ また、里親家庭での養育過程において、生い立ちについて十分に知らされておらず、思春期になって、これらの事実に触れることによって、子どもが動搖し、不安定になることもある。
    - ・ まず行うべき予防策としては、養育上の難しさや困難を、里親が早い段階で、フ

オースタリング機関のソーシャルワーカーに相談できるようにすることであり、そのためには、委託時に想定される子どもの特徴や行動パターンについて、あらかじめ具体的に知らせておくべきである。

- ・ 生い立ちや実親の状況等を子どもに伝えることについては、子どもの年齢や発達の状況に応じ、その伝え方や時期について、十分に相談しておくとともに、現にこうした問題に直面した時には、里親がひとりで悩みや葛藤を抱え込むことのないよう、日頃からの相談しやすい環境づくりに努める。
- ・ さらには、委託前には想定していなかった問題行動が表われることもある。里親は予想外の子どもの行動に戸惑い、知らせてくれなかつた児童相談所に対する不信感が高まりかねないが、フォースタリング機関のソーシャルワーカーは、担当児童福祉司や担当児童心理司と十分な連携を保ちつつ、里親の労を労いながら、十分な説明と明確な対応策を提案するとともに、今後の見通しを伝える等、里親と信頼関係が維持できるように努める。その際、子どもと里親の双方から聞き取りを行い、それを踏まえた援助方針を検討すべきである。
- ・ また、学校や保育所等に対し、フォースタリング機関が同行して子どもの理解や対応について説明することで、子どもが様々な場面で起こすトラブルを里親だけで解決しなければならないといった事態を回避することができる。
- ・ 里親にとって、児童相談所に子どもの養育がうまくいっていないことを相談することは、里親としての適性やスキルの評価を下げることになるのでは、といった心理的な抵抗がある場合もある。フォースタリング機関は、児童相談所とは別の立場で養育にかかわることで、里親から日頃の悩みや不安について相談を受け、不調に至る前に適切な支援を提供しやすくなる。レスパイト・ケアや一時保護の活用を促すとともに、子どもの成長を的確かつ正当に評価して喜び合う、といった丁寧な支援を行い、里親養育の不調を未然に防ぐことが期待される。
- ・ 施設から里親委託に移行した子どもについては、施設がレスパイト・ケアの受入先として対応すること等により、里親養育の不調の防止のほか、子どもの成長をより具体的に評価する役割も担うことができる。レスパイト・ケアについては、子どもとの関係構築を通じて、里親委託継続の可能性を探るなど、積極的に活用されることが期待される。
- ・ 養育困難な状況の克服は、里親のスキルアップや子どもの理解を深めるチャンスになりうることから、フォースタリング機関は、問題の解決後、里親及び子どもとともに振り返りを行う。一方、解決が困難で、里親の疲弊や不適切な養育の状況、里親に対するネガティブな感情が子どもから表われた際には、フォースタリング機関と児童相談所双方で十分に情報を共有しながら、対応方針を検討する。

#### ( ii 里親及び里親家庭側の要因による場合)

- ・ 里親又は同居家族の事故、病気、介護、死亡、転勤、失業、配偶者間の不和や離婚など様々な事態が生じる可能性がある。絶えず変化する里親の家庭状況が、子どもの養育に影響を及ぼすことに留意し、フォースタリング機関は、定期的な里親家庭

のモニタリングを行う。

- ・ フォスタリング機関のソーシャルワーカーは、里親家庭に大きな出来事や変化が生じた際には、逐次報告を受けるような信頼関係を日常的に保つことが必要であり、地域の社会資源や支援制度等に関する必要な情報提供や支援を心がける。
- ・ 家族の関係性、夫婦間の人間関係や実子に関する問題も、子どもの養育に影響を及ぼす可能性がある。里親自身が、精神的な余裕が少なくなり、委託されている子どもに抱くネガティブな感情やストレスについて、ソーシャルワーカーに相談することができるような関係性を構築すべきである。

### (iii 実親との関係による要因による場合)

- ・ 実親と子どもの関係、実親と里親の関係又は実親と児童相談所の関係の変化により、養育困難となる事態も生じる可能性がある。里親家庭での生活が安定し、子どもの感情表現や言語表現が活発になるにつれ、子どもと実親の関係も変化する。その結果、実親と子どもの関係に影響を与え、実親が予定よりも早い家庭復帰を求めたり、子どもが家庭復帰を求めたりすることがある。実親の影響を受けることで子どもに変化が生じ、そのことを里親が養育困難と感じることもある。里親、フォスタリング機関のソーシャルワーカー及び担当児童福祉司が情報を共有し、子どもと実親の関係の変化を見落とさないようにしなければならない。こうした変化を踏まえ、養育チームとして、常に子どもにとって最も望ましい養育方針となっているかをアセスメントし、里親養育の継続か家庭復帰か、また、里親養育を継続する場合にはその養育方針について改めて、検討する。
- 虐待を受けて心身に深い痛手を負っている子どもや、何らかの事情で家庭における養育が困難になり、里親に委託された子どもに対し、安全なはずの里親家庭において、虐待が行われるということは絶対にあってはならない。フォスタリング機関は、里親や子どもの小さな変化を見逃さず、早期に状況を把握し、必要な支援を行うことにより、委託された子どもへの虐待の発生予防に努める。その際、里親自身のみならず、同居家族からの虐待の可能性があることにも留意して対応する。不適切な養育が疑われる場合には、適時適切な介入を行うとともに、児童相談所と情報を共有し、迅速に今後の対応方針を検討する。

## ⑥ 里親委託が不調となった場合の対応

- 児童相談所は、里親委託の継続又は委託解除若しくは措置変更の判断に当たり、フォスタリング機関によるアセスメントを踏まえることになるため、フォスタリング機関は、その判断に資するよう、十分なアセスメントを行う。
- 委託解除は、子どもにとって、現在の生活環境の喪失体験であり、次の養育の場への適応が必要となるため、養育チームとして、子どもに対し、事情に応じた丁寧かつ十分な説明を行うとともに、意見を聞くことに努め、子どもの尊厳を大切にし、子ど

もが無力感や罪悪感をもたないように配慮すべきである。

- 加えて、次の養育の場への移行においては、児童相談所が中心となって、新しい環境への適応がしやすいよう丁寧に支援する。また、委託解除後の子どもへの対応については、子どもの心理的ダメージに留意し、子どものケアについて具体的に検討のうえ、時機を逃さず対応することが必要である。
- 里親についても十分にフォローするべきであり、時機をみて、時間をかけて、不調に至った要因、経緯、背景等を振り返り、整理することにより、不調を当該里親の責任に帰すことなく、養育チーム全体として受け止められるよう支援することが大切である。課題整理やスキルアップを試みた上で、次の委託の可能性を探ることが、里親の自信の回復とモチベーションの維持につながる。

## ⑦ 里親の喪失感への配慮

- 委託解除は、里親に一定の喪失感を生み出す。特に、予定外の家庭復帰や委託解除の場合には留意が必要である。里親の喪失感についての配慮が適切になされなければ、委託解除方針に対して、実親や決定を行った児童相談所との関係が不安定になることもある。養育期間の長短に関係なく、子どもとの別離に対する様々な感情がソーシャルワーカーに対して言語化されること、その感情は当然であることとしてサポートされることが、円滑な委託解除につながり、子ども自身も安心して、次の環境に向かうことができる。
- 委託解除前後の里親自身の感情の問題や、委託解除前後に受けられるサポートについては、研修等の場であらかじめ触れておく必要がある。
- 里親の喪失感だけでなく、子どもにとっても、里親家庭での経験を振り返ることは、子ども時代の記憶や記録、思い出といった歴史に空白を作らないようにするために必要であり、児童相談所が中心となって、可能な範囲で里親家庭とのつながりを保ち続けるよう努める。
- ただし、委託解除後の里親と子どもの関係は、一律に決められるものではない。実親が里親に信頼感を十分持っている前提で、委託解除後も子どもと里親が交流している場合もあるが、実親が里親に対して競合的な感情を持つ場合や、養育者としての自信のなさから、子どもと里親が交流することを望まない場合もある。このような場合、子どもが実親と里親の間で板挟みになることもあるが、子どもの今後の生活にとって、里親とどのような関わりを持つのが良いのかをアセスメントすることが重要である。その結果、里親には、事情を説明して委託解除後の交流を控えるよう助言する場合もある。

- そうした場合でも、プライバシーに十分配慮しながら、その後の子どもの様子を里親に伝えることは有用である。具体的には、「里親家庭における養育期間があったからこそ、子どもが成長することができた」「子どもが家庭生活を経験出来たことは、子どもの内で生き続ける」といったように、具体的に里親養育の成果を伝えることが重要である。そのようにして、里親養育及びチーム養育の振り返りを丁寧に行うことでの、里親の喪失感が軽減されるとともに、里親のスキルアップや次の委託へのモチベーションの継続にもつながる。

なお、委託解除後であっても、子どもが希望する場合には、当該子どもの実親の了承の下で、手紙の交換、互いの現況を写真で知らせ合うことなどを積極的に検討すべきである。

## VII. 「里親支援事業」の活用

### 1. 里親支援事業について

- 平成 28 年児童福祉法改正で、都道府県（児童相談所）の業務として法定化された里親支援について、里親制度の広報啓発等による里親開拓から、里親と児童のマッチング、里親に対する訪問支援等による自立支援に至る里親支援が実施できるよう、里親支援事業（児童虐待・DV対策等総合支援事業費）が事業化されている。
- この里親支援事業は、児童福祉法第 11 条第 2 項へに掲げる都道府県（児童相談所）の業務を踏まえ、以下の 5 つの事業内容で構成されている。フォースタリング業務の実施に当たっては、フォースタリング機関に委託する場合を含め、都道府県等において、これらの事業を積極的に活用されるよう検討されたい。
- また、本事業の実施に際しては、児童相談所の里親担当児童福祉司や施設に配置されている里親支援専門相談員（児童入所施設措置費）と連携した取組により、より効果的な支援が期待できる。
- なお、この里親支援事業を活用し、養子縁組に関する相談・支援も実施することも可能である。

### 2. 里親支援事業の具体的な内容

- 里親支援事業の具体的な内容は、以下のとおりである。
  - 里親制度等普及促進事業  
里親制度の広報啓発活動により新たな里親を開拓するとともに、里親に対する登録前の研修や更新研修等を実施する。

- ・ 里親委託推進等事業

委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と説明、子どもと里親の面会を実施するとともに、委託児童の自立に向けて、里親や委託児童本人の意向を踏まえ効果的な自立支援計画を作成する。里親等委託調整員及び委託調整補助員を配置することが可能である。

- ・ 里親トレーニング事業

未委託里親に対して事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図る。里親トレーナーを配置することが可能である。

- ・ 里親訪問等支援事業

里親家庭や養子縁組家庭などを定期的に訪問し、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。また、里親等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る。里親等相談支援員及び心理訪問支援員を配置することが可能である。

- ・ 共働き家庭里親委託促進事業

企業に働きかけ、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりを官民連携の下、共有し、分析・検証し、その成果を全国的に普及拡大する。



平成30年3月20日

# 自治体向けFAQ

厚生労働省 子ども家庭局  
家庭福祉課 児童相談係  
虐待防止対策推進室

## 「児童相談所」に関するFAQ

問番号	問	答
問1	《中核市・特別区における児童相談所設置に関する事項》 平成28年5月に成立了改正児童福祉法の附則に規定された、国の中核市・特別区の児童相談所設置に係る支援の具体的な検討状況、今後の支援予定（5年経過後を含む。）をご教示いただきたい。	<p>厚生労働省における児童相談所設置に係る支援として、平成29年度予算において、中核市及び特別区が児童相談所の設置に向けた準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶための研修に職員を派遣する間の代替職員の配置に要する費用を学ぶための研修に職員を派遣する間の代替職員の配置には、児童相談所の設置を目指す中核市及び特別区へ職員を派遣する都道府県等に対する、代替職員の配置に要する費用への補助の創設や、新たに児童相談所を設置する中核市・特別区が、個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるよう一時保護所を整備する場合の補助の加算を創設する。制度・運用面の支援策としては、児童相談所の設置を円滑に行えるよう、設置準備から解説までの流れを網羅的に把握できるよう必要な整理事項をまとめた児童相談所設置のためのマニュアルの作成や、児童福祉司の任用資格要件を見直し、実務経験として市町村等の児童家庭相談業務の拡大などを講じている。</p> <p>また、現時点で5年経過後の具体的な方針は未定であるが、中核市等における児童相談所設置の進捗状況等を踏まえ検討が必要と考える。</p> <p>今後も、自治体からの意見等を参考にしながら、引き続き児童相談所設置促進のための支援策の拡大に向けた検討をしていくたい。</p>

問番号	問	答
問 2	《児童相談所から市町村への送致に関する事項》	<p>児童相談所から市町村への事業の送致について、今後、事業送致が増えることが予想されるが、どのような体制強化を図つていけばよいのか計画を立てる必要があるため、出来るだけ具体的に市町村に送致される内容等を示してほしい。</p> <p>児童相談所で受理したケースのうち、児童相談所による指導よりも、市町村による在宅支援サービス等を活用した支援が適切であるものを想定している。（児童相談所運営指針・市町村子ども家庭支援指針参照）</p> <p>各都道府県等においては、事業送致に係る円滑な調整が速やかに図られるよう、平素から市町村と児童相談所との間で、当該送致に係る基本的な考え方を共有するなど、適切な連携を図られたい。</p> <p>なお、当該送致に当たっては、あらかじめ児童相談所と市町村の役割分担を明確化し、効果的な指導・支援の実施やケースの対応漏れを防止する必要があることから、「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセメントツールについて」（平成29年3月31日付け雇児総発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を活用されたい。</p>
問 3		<p>児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセメントツールについて（平成29年3月31日付け雇児総発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）の通知中の記載にニーズアセメントの視点を盛り込んだ共通のツールを平成29年度以降に検討予定と記載されていたが、具体的には、どのような予定となっているのか。</p> <p>質問にあるニーズアセメントの視点を盛り込んだ共通リスクアセメントツールの検討は、平成29年度調査研究事業として実施中であり、報告書が作成される予定である。</p>

問番号	問	答
問4	<p>全国の児童相談所から市町村への「事案送致」及び「指導措置委託」についての、実施・委託状況を今後把握する予定があるか。また、今後「事案送致」「指導措置委託」を拡大するため、厚生労働省における各都道府県及び市町村への支援策があれば、御教示願いたい。</p>	<p>「事案送致」「指導措置委託」については、今後、実施状況を把握し事例を周知していきたいと考えている。</p> <p>児童相談所から市町村への事案送致については、実施の前提として、児童相談所と市町村が協議の上で、地域の実情に応じた役割分担を明確化するための共通リスクアセスメントツールの作成が必要であり、厚生労働省として、虐待リスク情報の把握と評価に係る共通アセスメントツールの例を示している。また、子どもや保護者のニーズ等を含めた評価を行うための視点を盛り込んだ共通シートの検討について、平成29年度調査研究事業として実施中であり、報告書が作成される予定である。</p>

## 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に関するFAQ

問番号	問	答
問 1	「市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」とい う。）」とは何か。	平成 28 年改正児童福祉法において、市町村が、児童等に関する支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一體的に担うための機能を有する拠点の整備に努めることがされた、当該支援拠点を指す。（児童福祉法第 10 条の 2） なお、支援拠点の設置運営については、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成 29 年 3 月 31 日付 け雇児発 0331 第 49 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） (以下「設置運営要綱」という。) を参照されたい。
問 2	支援拠点の設置については、児童福祉法第 10 条の 2 において努力義務となつているが、子育て世代包括支援センターのような国としての設置目標は設けられているのか。	支援拠点の設置目標については、現時点において定めていな いが、平成 28 年改正児童福祉法の趣旨に鑑み、市区町村の子ども家庭支援の体制強化を図るため、補助金等を活用しながら積極的に設置していただきたい。
《運営に関する事項》		
問 3	支援拠点の運営費に対しての補助はあるのか。	平成 30 年度予算案において、人件費や事業費といった、運営に必要な経費を計上している。

問番号	問	答
問 4	支援拠点の設置手続について、国・都道府県への届け出が必要か。また、条例等を制定する必要があるのか。	<p>支援拠点は、児童福祉法に基づく市町村の業務を行つに当たり、必要な支援を行うための拠点として位置付けられており、都道府県に届け出る必要はない。</p> <p>また、支援拠点は、いわゆる施設ではなく機能なので、市直営で行う場合でも、必ずしも支援拠点 자체を条例で定める必要はない。</p> <p>ただし、業務の一部を委託する場合には、委託先との関係において、個人情報の取扱などを適正に実施する必要があるため、設置運営要綱において、「支援拠点に係る条例や規則等で定め、委託先の社会福祉法人等が『適切に業務を行うことができるよう援助する必要がある。』と規定している。</p>
問 5	現行組織で業務内容を概ね実施している場合は、これを支援拠点として補助金の対象としてよいか。	<p>設置運営要綱に定める支援拠点の業務内容を実施しており、人員配置基準を満たしている場合、支援拠点として、国庫補助の対象となることは可能である。</p>
問 6	委託可とされているが、具体的にイメージしている委託先は。	<p>市区町村が適切かつ確実に業務を行ふことができると認めた社会福祉法人や特定非営利活動法人等が考えられるが、情報管理や守秘義務の徹底等を図る体制が整備されていることを前提として、委託先を選定されたい。</p>
問 7	1市町村において、複数の支援拠点を設置することは可能か。	<p>必要に応じて、複数の支援拠点を設置することが可能である。なお、複数年度かけて、当該市町村の区域全体をカバーできるように、計画的に複数設置することも考えられる。</p> <p>こうした場合の国庫補助については、当該支援拠点の管轄する地域（地区）の児童人口区分に応じた職員数等の条件を満たせば補助を受けることが可能である。</p> <p>なお、複数の市町村による支援拠点の整備や、一部事務組合による支援拠点の整備も可能としているが、支援拠点は、市町村における支援を一体的に担つものであるため、その趣旨を踏まえた整備計画に基づき整備する必要がある。</p>

問番号	問	答
問 8	小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能とあるが、複数の地方公共団体が共同設置する場合、どのように補助金を申請するのか。	複数の地方自治体で1つの支援拠点を共同設置する場合は、自治体間で協議の上、1つの自治体から申請することも、それぞれの自治体から申請することも可能である。なお、複数自治体が申請した場合であっても、一つの支援拠点にかかる国庫補助の合計額(は、一つの支援拠点にかかる補助基準額を超えない)。
問 9	業務内容に、「福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う」とあるが、貧困対策も含むのか。	業務内容に含まれるものと考えている。
問 10	支援拠点の類型について、児童人口規模と人口規模についての併記があるが、どちらが優先されるのか。	類型については、児童人口規模で判断していただきたい。
問 11	児童人口規模が小規模 A 型に該当するが、小規模 B 型の人員配置を満たした場合、小規模 B 型の補助基準額が適用されるのか。	児童人口規模によって類型が決まるため、児童人口規模が小規模 A 型であれば、小規模 A 型の補助基準額が適用される。ただし、虐待対応専門員を配置する場合には、人数分の補助基準額を加算（上限5人まで）して算定することができる。
問 12	支援拠点が子育て世代包括支援センターを兼ねることも可能とされているが、要保護児童対策調整機関も兼ねることは可能か。	支援拠点(は、多くの関係機関の役割)や責務を明確にし、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、法第 25 条の 2 第 5 項に基づく「要保護児童対策調整機関」を兼ねることも可能である。

問番号	問	答
問 13 子育て世代包括支援センターと支援拠点との役割の違いは。		<p>子育て世代包括支援センターは、主として妊娠婦及び乳幼児並びにその保護者を対象とし、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定を行う。</p> <p>支援拠点は、管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊娠婦等を対象とし、その福祉に關し、必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るものである。</p> <p>このため、子育て世代包括支援センターにおいて把握した要支援児童及び要保護児童等に対して、切れ目ない支援を提供し、かつ子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、同一の主担当機関が、支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められる。</p>
問 14 設置運営要綱に、「同一の主担当機関が、支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められる」とあるが、子育て世代包括支援センターを母子保健担当課が担っている場合、支援拠点も母子保健担当課が担うべきといふことか。		<p>支援拠点と子育て世代包括支援センターの両機能を考慮した際に、同一の主担当機関が担うことにより効果的であるとの観点で、一体的な支援の実施を求めており、いずれの課（母子保健担当課又は子育て支援（児童福祉）担当課）を中心として担うのかも含め、どのような体制であれば適切に機能を果たすことができるのかを市区町村において検討された上で、担当課を定められたい。場所や組織変更等の面で困難な場合には、母子保健担当課と子育て支援（児童福祉）担当課がそれぞれ機能を担うことも差し支えない。</p> <p>ただし、その際には適切に情報を共有するとともに、子ども発達段階や家庭の状況等に応じて連携して対応し、継続した支援が行えるような体制を整備（それぞれ別の主担当機関が機能を担うことによる漏れを防止するため、違うべき機能を所掌事務等で明確化するなど）することが必要である。</p>

問番号	問	答
問 15	子育て世代包括支援センターを委託している法人等に支援拠点を委託することとは可能か。	同じ委託先への委託は可能であるが、情報管理や守秘義務の徹底のほか、委託業務の管理・把握の視点からも緊密な連携を構築できる委託先を選定していただくよう留意していただきたい。
問 16	支援拠点と、家庭児童相談室はどうな位置付けになるのか。 また、家庭児童相談員は、他の職務（例：支援拠点における心理担当支援員・虐待対応専門員・安全確認対応職員・事務処理職員等）を兼務することは可能か。	支援拠点は、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応を行ふ役割も担つており、福祉事務所の家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務を行う既存の家庭児童相談室の機能を包含することにもなるため、家庭児童相談室の機能を核として支援拠点の機能を拡充していくことも想定される。（設置運営要綱5（2）④参照） なお、家庭児童相談室を包含する形で支援拠点を設置する場合において、家庭児童相談員が支援拠点の職員を兼ねることは可能である。
問 17	「家庭児童相談室」及び「子育て世代包括支援センター」を機能統合や拡充をして「子ども家庭総合支援拠点」として運営する場合、従来どおり「家庭児童相談室」「子育て世代包括支援センター」の看板を掲げることはどうできないのか。	支援拠点は建物を指すものではなく、機能を指すことから、既存の「家庭児童相談室」や「子育て世代包括支援センター」を機能統合や拡充をして支援拠点を運営する場合、従来どおりの看板を掲げても差し支えない。
問 18	子ども家庭支援員及び虐待対応専門員の資格について、「教育職員免許法に規定する普通免許状については、一種免許、二種免許の種類(は問わない)。 また、「社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上ある者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの」とあるが、この厚生労働大臣が定める講習会とは、具体的にどの講習会を指すのか。	教育職員免許法に規定する普通免許状については、一種免許、二種免許の種類(は問わない)。 なお、教育職員免許法に基づく普通免許状を有していればよく、免許の有効期間内であることは、要件ではない。 また、「厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの」については「児童福祉司任用前研修」のことを指す。

問番号	問	答
問 19	心理担当支援員の資格に「大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等」とあるが、「等」はどういう者を想定しているのか。 また、精神保健福祉士を含んでよいか。	支援拠点に配置される心理担当支援員は、相談や面接を通じての心理的側面からの子どもや保護者へのケアに重点が置かれることが考えられるので、必ずしも心理学科を卒業した者でなければならないといつわけではなく、関連分野（教育、福祉等）の学科を卒業した後、心理に関する実務経験や研究実績等がある者を想定して、「等」を付けている。 例えば、社会福祉士等のソーシャルワーカーでありながら、心理に関する実務経験を積んでいて、心理的なケアも担うことができる者などを想定している。よって、精神保健福祉士資格取得後に、心理に関する実務経験や研究実績等があれば、「等」に該当するとして構わないが、精神保健福祉士資格の取得のみをもって、資格要件に該当することにはならない。
問 20	安全確認対応職員とはどのような業務を行うことを想定しているのか。 また、配置した場合に補助を受けることができるのか。	「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成 17 年 5 月 2 日雇児発第 0502001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙第 3 の 10 の（2）の①安全確認対応職員を参照されたい。 また、配置した場合の補助を平成 30 年度予算案に計上している。（児童の安全確認等のための体制強化事業）
問 21	最低配置人員等に「常時」とあるが、どういう意味か。	「常時」とは、支援拠点の開設時間帯において、常にその人数以上、業務に従事している状態を指しており、例えば、非常勤形態の職員を配置する場合には、複数でローテーションを組んで、最低配置人員以上の状態を確保しなければならない。
問 22	支援拠点の開設時間についての制限はあるか。 また、例えば週 6 日で支援拠点を開設した場合、常に「常時」配置の職員数を満たさなければならぬか。	開設時間について制限はない。 また、支援拠点の開設時間中については最低配置人員以上の状態を確保しなければならぬいため、週 6 日開設する場合であれば、その開設時間中は最低配置人員以上の人員配置が必要となる。

問番号	問	答
問 23	最低配置人員しか配置していない場合、他の機関（生活保護、各種手当支給等）の業務を兼ねることは可能か。	最低配置人員の考え方には、支援拠点の業務を担つたために必要な人員を「常時」配置することを目的として設定したものであり、生活保護等の他の業務を兼ねることはできない。 なお、最低配置人員を超えて配置している場合には、当該職員が、他の機関の業務を兼ねることは差し支えない。
問 24	最低配置人員に加えて統括する職員（例えば課長）を置く必要があるか。	統括する職員の配置は必要ではないが、地域の実情に応じて統括する職員を配置して差し支えない。
問 25	支援拠点における配置人員について、他機関より支援拠点へ受け入れている人事交流（受入）職員においても、人数としてカウントしても良いか。	実施主体は当該市区町村であるため、人事交流職員を配置人員に含めることはできない。
問 26	支援拠点における設備・器具の整備について相談室、親子交流スペース等の整備とあるが、必置なのか。必置の場合、面積要件はあるのか。また、事務室から離れた別の場所に設けることで差し支えないか。	相談室、親子交流スペース等については設けることを標準とし、面積要件は定めていない。また、離れた場所に相談室等を設けることについては差し支えないが、可能な限り事務室と近い場所に設置していただくことが望ましい。
《整備に関する事項》		
問 27	支援拠点の整備に対しての補助金はあるのか。	次世代育成支援対策施設整備交付金において、整備に必要な経費を計上している。
問 28	当該支援拠点について、「次世代育成支援対策施設整備交付金」の交付を受ける場合は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に位置づける事が必要か。必要な場合、行動計画には、具体的な整備スケジュールの記載が必要か。	次世代育成支援対策施設整備交付金は、次世代育成支援対策を推進するために、市町村が策定する行動計画に基づき実施される施設整備事業を対象としているため、当該支援拠点に関することが、市町村行動計画に記載されていることが必要である。なお、行動計画の内容については、具体的な整備スケジュール等の記載は必要なく、市町村における相談体制の強化を図る等、支援拠点を整備するための目的等が記載されていれば差し支えない。

問番号	問	答
問 29	次世代育成支援対策施設整備交付金の対象となる整備した場合についても交付対象となるのか。	新たに建物を建設する場合のほか、既存の建物を改築・修繕し、支援拠点とする場合も交付対象となる。 なお、支援拠点については、平成 29 年 4 月から施行される新たな制度のため、既存の建物を改築・修繕する場合であっても整備区分は「創設」になる。
問 30	修繕については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱い」について（平成 20 年 6 月 12 日 雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、交付基礎点数 2,500 点未満の整備は交付対象とならないのか。	支援拠点として整備するものは、すべて整備区分が「創設」になることから、既存の建物を修繕し、支援拠点とする場合も「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱い」について（平成 20 年 6 月 12 日雇用均等・児童家庭局長通知）を適用するものではなく、「創設」整備となる。よって、交付基礎点数 2,500 点未満の整備についても、交付対象となる。
問 31	既存の建物の間取りを変更する修繕や、パーティションの購入についても交付対象となるか。	間取りを変更する修繕については交付対象となる。また、いわゆるローパーティションのような簡易設置型の購入費については交付対象とならないが、可動間仕切りのような設置工事が必要となるものについては交付対象となる。
問 32	支援拠点を整備するに当たり、設備基準はあるか。	設備基準については、設置運営要綱の 7. 施設・設備において、以下の通り規定している。 相談室（相談の秘密が守られること）、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。 なお、支援拠点としての機能を効果的に発揮するために、一定の独立したスペースを確保することが望ましい。ただし、新たに施設を設置（整備）するのではなく、既存のサービス提供機関の機能を活用して実施することも可能である。

問番号	問	答
問 33	支援拠点の運営に必要な机や椅子、パソコン等の設備や備品の購入に係る費用は次世代育成支援施設整備交付金の交付対象となるか。	次世代育成支援対策施設整備交付金については、施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費を対象経費としており、設備や備品の購入に係る費用については交付対象としない。
問 34	次世代育成支援施設整備交付金により整備した支援拠点が設備基準を満たさなかつた場合、交付金の返還等が必要か。また、法令違反等に当たるのか。	ただし、間取りの変更に併せて間仕切りとしての機能を有する収納設備を設置するなど、支援拠点の整備と一体的に整備されるものであって、設置工事が必要となる設備については交付対象となる。
問 35	当該支援拠点の運営を社会福祉法人等へ委託して実施する場合について（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 49 号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく技術的助言であります。	「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 49 号雇用均等・児童家庭局長通知）については、地方自治法に基づく技术的助言であり、法律等で定めるものではないため、法令違反には当たらない。
問 36	例えれば、児童家庭支援センターなどの他の施設を修繕し、支援拠点と位置づける場合の整備区分はどのようになるか。	支那の建物の種別を問わず、支援拠点の創設となる。
	また、1つの児童家庭支援センターにおいて防犯対策強化整備を行い、さらに一部を拡張して支援拠点の創設を行う場合、どのように申請すべきか。	また、1つの児童家庭支援センターにおいて防犯対策強化整備を行い、さらに一部を拡張して支援拠点を創設する場合については、児童家庭支援センターの防犯対策強化整備と、支援拠点の創設とで、それぞれ申請が必要となる。
		なお、児童家庭支援センターなどの既存施設を転用する場合には、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく承認が必要となる場合があるので、ご留意いただきたい。

問番号	問	答
問 37	平成 28 年度及び平成 29 年度の 2か年で整備を実施すること（は可能か）。	2か年にによる整備は可能であるが、年度毎に協議及び交付申請が必要となる。 ただし、その場合であっても、次年度の交付金の交付を約束するものではない。
問 38	交付金を繰越することは可能なのか。	次世代育成支援対策施設整備交付金は、繰越明許費として計上されているので、平成 28 年度中に工事に着手し、当該年度内の完了がやむを得ず困難となつた場合において、繰越することは可能である。 ただし、繰越については事前に協議が必要となる。
《補助金に関する事項》		
問 39	「同一の主担当機関が支援拠点と子育て世代包括支援センターの 2 つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められる」とあるが、支援拠点と子育て世代包括支援センターが同一機関で担つた場合、国庫補助の申請はどうのように申請すればよいか。	支援拠点と子育て世代包括支援センターを同一機関で担つた場合、補助金の二重交付にならないよう、どちらか一方の申請、もしくは支援拠点及び子育て世代包括支援センターごとに対象経費を申請いただきたい。
問 40	支援拠点における子ども家庭支援員を家庭相談員が兼務しているが、補助金を受けることはできるのか。	家庭相談員においては、非常勤職員 1 名分の入会費が交付税措置されている。交付税措置されている家庭相談員が支援拠点の子ども家庭支援員を兼務した場合、地方交付税と補助金の二重交付となるため、補助の対象とはならない。
問 41	設置運営要綱で最低配置人員が示されているが、ただし書きに「小規模 B 型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式（別紙の 2 参照）で算定された人數を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置することを標準とする。」と書かれているが、これを満たさなくとも補助金を受けることができるのか。	ただし書きの要件までを含めて最低配置人員であることから、ただし書きの要件を満たしていない場合、（ア）基礎単価、（イ）最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ計算とともに、補助を受けることはできない。

問番号	問	答
問 42	支援拠点の補助単価について、(ア) 基礎単価に常勤職員分の入件費の補助は含まれるのか。 また、安全確認対応職員、事務処理対応職員を配置した際の入件費等については、(ア) 基礎単価の対象経費となるのか。	支援拠点の基礎単価について、直営の場合、常勤職員分の入件費は含まれない。 また、安全確認対応職員、事務処理対応職員を配置した際の入件費については、支援拠点の基礎単価の対象経費ではないことから、「児童の安全確認等のための体制強化事業」を活用されたい。
問 43	机や椅子などの購入費用に対する補助はあるのか。	補助はない。
問 44	電子ファイルで管理するためのシステム導入については、拠点整備の2年目以降、順次導入していくことなどが規定されるが設備・器具に対する補助金は、初年度のみの対象となるのか。 また、システム導入に際して、システム機器のリース費用や保守点検費についても補助の対象となるのか。	市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業においては補助対象にならないが、支援拠点が必要保護児童対策調整機関を兼ねる場合、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」を活用されたい。 なお、システム導入についてはシステム機器のリース費用については補助の対象となるが、保守点検費は対象としていない。

## 「市町村の要保護児童対策調整機関における調整担当者の配置等」に関するFAQ

問番号	問	答
問 1	要保護児童対策調整機関に調整担当者の配置が義務付けされたが、調整担当者の要件はどのようなものか。	<p>現在、調整担当者の要件については、児童福祉法施行規則第25条の28に規定されている。</p> <p>なお、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令により、当分の間、児童福祉司任用前講習会の課程を修了した者も調整担当者とすることができます旨を規定している。</p> <p>(参考：児童福祉法施行規則(抄))</p> <p>第25条の28 市町村の設置した要保護児童対策地域協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものと含む。）に係る要保護児童対策調整機関は、法第25条の2第6項の規定に基づき、職員の能力の向上のための研修の機会の確保に努めるとともに、専門的な知識及び技術に基づき同条第5項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として第3項に規定する者（以下この条において「調整担当者」という。）を置くものとする。</p> <p>② 地方公共団体（市町村を除く。）の設置した要保護児童対策地域協議会（当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものと除く。）に係る要保護児童対策調整機関は、法第25条の2第7項の規定に基づき、職員の能力の向上のための研修の機会の確保に努めるとともに、調整担当者を置くように努めなければならない。</p> <p>③ 法第25条の2第6項に規定する厚生労働省令で定めるものは、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 保健師</li> <li>二 助産師</li> <li>三 看護師</li> <li>四 保育士（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある要保護児童対策調整機関にあつては、保育士又は当該</li> </ul>

問番号	問	答
	事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士) 五 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者 六 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21 第6項に規定する児童指導員	(参考：児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（抄）) 第4条 法第25条の2第6項に規定する調整担当者については、第1条による改正後の児童福祉法施行規則第25条の28 第1項及び第2項の規定にかかわらず、当分の間、法第13条第3項第5号に規定する厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者を調整担当者とすることができる。
問2	調整担当者について、教員、保育士等の資格保有者は非常勤職員での配置も可能か。 さらに、家庭児童相談室には、家庭相談員が雇用されているが、その者を調整担当者としてカウントしてもよいか。	調整担当者については、原則として常勤・専任での配置と考 えているが、人員の確保が困難な場合や専任とした場合の業務 量が少ない場合等、地域の実情に応じて非常勤職員、兼務等で あつても差し支えない。 なお、家庭児童相談室等の他の機関と兼務する場合において、 調整機関に常駐していない者については、調整担当者としてカ ウントできない。
問3	調整担当者に非常勤職員を配置した場合に、補助を受けることができるのか。	調整担当者を配置するための費用に関する補助はないが、調 整担当者に非常勤職員を配置し、「子どもを守る地域ネットワー ク機能強化事業の実施について」（平成27年5月21日雇児初 0521第12号雇用均等・児童家庭局長通知）3のいづれかの事 業を実施する場合には、非常勤職員の人事費を対象経費として 算定することができる。

## 「平成 28 年児童福祉法等改正法による義務研修通知」に関する FAQ

任用前講習会について	問番号	問	答
	問1	<p>「児童福祉司任用前講習会」の対象者は、「法第 1 条第 3 項第 5 号又は(は)児童福祉司施行規則第 6 条 1 号若しくは同条第 12 号に規定する者のうち、児童福祉司に任用予定の者。」とされ、児童福祉司発令が可能となる当該年度中の講習会の受講義務が課せられるが、受講対象者見込みとなる「社会福祉主事として 2 年以上児童福祉事業に従事した者」となる前の職員(従事 2 年目の者)が、講習会の全ての科目を受講した場合も、翌年度に児童福祉司として任用することは可能。</p>	<p>任用前講習会の趣旨[は、児童福祉司]に任用される者の専門性を高めるためであることから、最新の児童虐待の状況等を理解するために、任用直前の受講が基本と考える。しかしながら、人材確保等の事情に鑑み、社会福祉主事として従事中の者を任用予定者として受講することを妨げるものではない。</p>
	問2	<p>任用前講習会を 4 月以降に開催した場合、社会福祉主事から任用する者は、4 月 1 日時点では(は)児童福祉司に任用できないといふことか。</p>	<p>任用前講習会を受講しなければ、児童福祉司としては任用することはできないが、相談員等の職員として配置し、その後講習会を受講すれば、児童福祉司として任用することも可能である。</p>
	問3	<p>過去に社会福祉主事から児童福祉司として任用され、児童相談所で業務を行っていた経験がある者が、他の部署(本庁の)児童福祉主管課他)での業務を経験した後、平成 29 年 4 月以後、児童相談所に異動となった場合、任用前講習会の受講は必須か。</p>	<p>社会福祉主事から児童福祉司に任用された経験がある者については、平成 29 年 4 月以後、再度、児童福祉司に任用する場合には、任用前講習会の受講が必須である。なお、それ以外の資格要件(社会福祉士資格取得者、大学において心理学、教育学、社会学を専修し卒業した後、指定施設で 1 年以上相談援助業務に従事した者等)で児童福祉司に任用された経験がある者は、任用前講習会の受講義務はないが、子どもの取り巻く最新の状況等を再認識するため、任用前講習会を受講することが望ましい。</p>

	問番号	問	答
児童福祉司 任用後研修 について	問4	児童福祉司、SVの任用後研修は、任用後いつまでに受講する必要があるのか。	法令上受講期限はないが、スキルアップのためなるべく早期に受講することが必要であり、既に任用されている者については、任用された年度内に受講するよう努めていただきたい。
要保護児童 対策調整機 関の調整担 当者研修に ついて	問5	調整担当者が、調整担当者研修を受講する間、要保護児童対策調整機関の中で調整担当者が不在となるが、その間に国からの何らかの支援はあるのか。	調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行ふ、代替職員を配置するための費用に係る補助を平成30年度予算案に計上しておき、積極的に活用いただきたい。(市町村相談体制整備事業)
その他全般	問6	各研修の対象者以外の者が研修を受講することは可能か。 また、対象者以外が受講した際に修了証を発行することは可能か。	各研修の対象者以外の者が、研修を受講することは差し支えない。 特に、児童福祉司任用前講習会については、児童福祉司としての業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、新たに児童相談所に配置される者、調整担当者研修については、市町村の子ども家庭支援に携わる者(支援拠点の職員等)についても、積極的に受講することが望ましい。 なお、対象者以外の者が受講した際も修了証を発行することは差し支えない。
	問7	「研修等の一部の科目を欠席等により受講できなかつた場合には、当該科目について年度内または次年度において再度受講することで、研修等を修了したこととする。」とされているが、やむを得ない事情で2年内に全科目受講できなかつた場合の猶予はないのか。	児童相談所における虐待相談対応件数、複雑・困難なケースが増加していることから、児童相談所の専門性を強化する一環として研修を義務化した趣旨から、速やかに研修を受講していただきたい。
	問8	研修等の実施主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市であるが、実施主体への財政支援はあるのか。	研修等の実施主体が、研修等を実施するための費用に係る補助を平成30年度予算案に計上しており、積極的に活用いただきたい。(児童虐待防止対策研修事業)

	問番号	問	答
	問9	調整担当者が調整担当者研修を受講する費用について、財政支援はあるのか。	調整担当者が、調整担当者研修を受講する際に係る費用について、補助金を充てることができる。（児童虐待防止対策研修事業）
問10	「研修等の一部の科目を欠席等により受講できなかつた場合には、当該科目について年度内または次年度において再度受講することで、研修等を修了したこととする。」とされているが、録画した講義を視聴した上でレポートを提出するなどをもつて、再度受講したとみなすことができるか。	研修等の一部の科目を受講できなかつた場合には、年度内または次年度において再度受講いただきたいことが望ましいが、録画した講義を視聴・レポートを作成した上で講師が当該レポートの内容を評価するなどして、講義を受けた場合と同等の効果が見込まれる場合には、研修を受講したものとみなして差し支えない。	都道府県が児童福祉司任用前講習会等を開催する際にには、市区町村子ども家庭総合支援拠点の職員や市町村の子ども家庭支援を担当する職員も対象とし、管内市町村の研修受講状況や研修希望などを把握の上、市町村職員が確実に研修を受講できるよう計画的に研修を実施されたい。このほか、一時保護所職員の専門性向上のため、一時保護所の職員等も受講されることも考えられる。
問11	「都道府県が児童福祉司任用前講習会を開催する際には、受講対象者に要保護児童対策調整機関の調整担当者として配置するに当たって、児童福祉司任用前講習会の受講が必要となる者を加えるなど、幅広く受講者を募集すること。」「各研修等を実施する際、（1）から（4）に掲げた者以外の者が受講することは差し支えない。」とあるが、どのように実施すれば良いのか。		

## 「平成 29 年児童福祉法等改正法」に関する F A Q

問番号	問	答
《接近禁止命令を行うことができる場合の拡大に関する事項》		
問 1	<p>児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 63 号）により、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 12 条の 4 に規定する接近禁止命令を行うことができることを、一時保護や同意入所にも拡大することに伴い、条文上は「都道府県知事又は児童相談所長は…児童の身辺につきままとい…付近を（は）いしてはならぬことを命ずることができる」とされたが、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られている場合には都道府県知事が、また、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条第 1 項の規定による一時保護が行われている場合は児童相談所長が、同条第 2 項の規定による一時保護が行われている場合には都道府県知事が接近禁止命令を行うことでよいか。</p>	貴見のとおり、接近禁止命令の前提となる措置の主体が接近禁止命令を行うこととなる。

